

### 平成18年度 市・都民税 高齢者の方を中心に税額が大幅に増えています

ここでは数多くいただいたご質問を紹介し、疑問にお答えします。

**問** 今まで税金はかからなかったのに、どうして今年から税金がかかるようになったのですか？

**答** 平成17年度まで適用されていた、年齢65歳以上の方を対象とした税金の優遇措置が廃止となったためです。これからの少子・高齢社会を支えていくために、世代間による差のない税制度となりました。

**問** 年金収入はほとんど変わらないのに、どうして合計所得金額が高くなっているのですか？

**答** 年齢65歳以上の方（昭和16年1月1日以前に生まれた方）が対象の公的年金等の収入額から差し引くことのできる年金所得控除の額が変更されたためです。

これにより、平成17年中に受け取った年金収入が120万円以上あった方は年金所得が高くなっています。

#### （例）年金収入300万円の場合

平成17年度 150万円      平成18年度 180万円（30万円も高くなる）

**問** 年金収入はほとんど変わらないのに、どうして税金が5倍以上も高くなっているのですか？

**答** 65歳以上の方の場合、税金の計算をする際に、年金収入から差し引くことのできる年金所得控除の金額が少なくなったことと老年者控除（48万円）が廃止となったためです。

**問** 株の取引をやっています。確定申告を必要としない配当所得および株式の譲渡所得をあえて確定申告した場合はどうなりますか？

**答** 税金の上では、配当控除や株式の譲渡をした際の損失分の繰越控除の適用が受けられるなどのメリットがありますが、収入および所得の増加として扱われるので国民健康保険税や介護保険料の増額および国民健康保険高齢受給者証、老人保健法医療受給者証の負担割合が変更になる方もいらっしゃいます。申告の際はご注意ください。

**問** 定率減税の縮小とは何ですか？

**答** 定率減税とは平成11年度から景気対策として実施されてきた税金の軽減措置です。市・都民税の場合、平成17年度まで税額の15%を減額（限度額4万円）していたのですが、平成18年度は税額の7.5%（限度額2万円）の減額となりました。

**問** 町田市の税金は高いのですか？

**答** 市・都民税は、1月1日現在お住まいの区市町村において、前年中の所得に対してかかる税金です。また、税額の計算方法や税率などは全て所得税法・地方税法等の法律で定められています。したがって、町田市が他の区市町村より税金が高いということはありません。

**問** 来年の市・都民税はどうなるのですか？

**答1** 三位一体の改革を受けて平成19年度は国から地方への税源移譲がなされます。これにより市・都民税の税率は一律10%になりますので、8割以上の方の市・都民税税額は増えますが、その分所得税の税率が引き下げられますので納税者の負担は変わりません。

**答2** 一方、景気対策として導入された定率減税は縮減・廃止されるため、所得税と市・都民税を合わせた負担額では、所得割が課税されている方の税額は増えます。

**問** 年金で生活していますが、「申告をすると税金が減額される」というのは本当ですか？

**答** 年金で生活をされている方で申告をしていない方は、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、寡婦（夫）控除などが考慮されないまま税額が決定されている場合があります。まだ申告がお済みでない方は申告をすることによって税金が減額になる場合があります。申告は随時受け付けていますので、市民税課へお問い合わせ下さい。

市・都民税の税額が増えている理由は、収入の種類、収入額、年齢などにより異なります。

### 平成18年度の市・都民税 — どうして今年の税金はこんなに増えているの? —

問 市民税課 ☎724・2117

平成18年度の市・都民税の納税通知書では皆さんから多数のお問合せをいただきました。とりわけ、65歳以上の方は税額が大幅に増えた方も多く、「何かの間違ひではないか？」といったお問い合わせが殺到しました。

今号では税制改正の主な内容、および比較的多かったお問合せの内容をお知らせします。

#### 平成18年度のおもな改正点

##### 【65歳以上の方の優遇措置の見直し】

年齢65歳以上の方の非課税措置の廃止  
年齢65歳以上で合計所得が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されました。

老年者控除（48万円）の廃止

合計所得が1000万円以下の方で65歳以上の方に適用されていた老年者控除が廃止されました。

公的年金等控除額の変更

65歳以上の方の公的年金等の収入金額から控除される年金所得控除の額が変更されました。

##### 【景気対策として実施された税制の見直し】

定率減税の縮小

改正前（平成17年度） 所得割の税額の15%を控除

改正後（平成18年度） 所得割の税額の7.5%を控除

#### （例）夫（70歳）の年金収入が300万円で、妻（70歳）を扶養している場合

		17年度		18年度
年金収入額		300万円		300万円
公的年金等控除		150万円	収入から引く金額が縮小	120万円
合計所得金額（注1）		150万円	控除の縮小で所得は増加	180万円
所得から差し引かれる金額	老年者控除	48万円	廃止	0円
	社会保険料	20万円		20万円
	老人配偶者控除	38万円		38万円
	基礎控除	33万円		33万円
	小計	139万円	控除額が減少	91万円
課税の対象となる金額（課税標準額）（注2）		11万円	課税対象額は増加	89万円
市・都民税の額		8,600円	税額の大幅な増加	45,100円
国民健康保険税の額		117,300円	保険税額の増加	125,800円
介護保険料の額		55,500円	保険料の大幅な増加	70,500円

注1 合計所得金額は収入から必要経費相当分を差し引いて求めます。公的年金や給与による収入のある方は、必要経費相当分として「公的年金等控除」や「給与所得控除」の計算式を用いて合計所得金額を算出します。

なお、合計所得金額は市・都民税の均等割の課税対象の有無や介護保険料の判定の基礎となります。市・都民税の場合、この合計所得金額がある一定のラインを超えると均等割が課税されます。

注2 市・都民税の場合、課税の対象となる金額（課税標準額）に税率をかけて所得割額を算出します。また、課税の対象となる金額（課税標準額）は国民健康保険高齢受給者証や老人保健法医療受給者証の負担区分の判定の基礎となります。

### 国際版画美術館の催し 飯田善國—版画と彫刻— 詩の光・色のかたち

芹ヶ谷公園には子どもたちに人気の大きな「噴水」があります。この噴水の作者は市内に長く住み本年4月に惜しくも急逝した彫刻家・飯田善國をもっと知っていただくことと本展は企画されました。

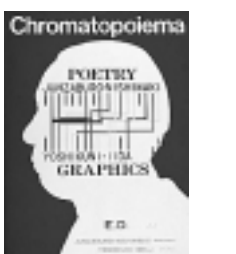
会場 同館企画展示室1、2  
会期 9月30日（土）～11月26日（日）  
月曜日休館、ただし10月9日（祝）は開館、10月10日（火）は休館。  
観覧料 一般600円、大学・高校生400円、65歳以上300円、中学生以下無料  
初日（9月30日）と11月3日（祝）は無料です。  
開館時間 火～金曜日 午前10時～午後5時（入館は午後4時30分）  
【記念講演会】  
日時 10月14日（土）午後1時30分～3時  
内容 「飯田善國の風土と芸術」  
講師 川島健二氏（飯田善國研究／民俗学）  
会場 同館講堂  
【写真でつづる飯田善國】  
日時 10月22日（日）午後1時30分～2時30分  
内容 飯田善國の歩んだ道のり（スライド有り）  
会場 同館講堂  
【美術館で語りあおう！トーク・フリートイム】  
日時 展覧会初日（9月30日）を除く、水曜日・土曜日の午前10時～午後1時  
作品をめぐる会話をお楽しみ下さい。小さなお子さん連れの方も気兼ねせずにご入場下さい。  
同時開催  
「平版・リトグラフ（石版画）名作選」

「館長・村田哲朗が語る飯田善國の世界」  
日時 10月7日（土）午後2時から（40分程度）  
観覧券をご用意のうえ、2階展示室入口にお集まり下さい。  
【ギャラリー・ツアー（学芸員による展示解説）】  
日時 10月8日、29日、11月5日、12日（すべて日曜日）各回午後2時から（40分程度）  
観覧券をご用意のうえ、2階展示室入口にお集まり下さい。

分まで）、土・日曜日、祝日 午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）  
関連催事  
【ギャラリー・トーク・スペシャル】  
「館長・村田哲朗が語る飯田善國の世界」  
日時 10月7日（土）午後2時から（40分程度）  
観覧券をご用意のうえ、2階展示室入口にお集まり下さい。

今年「モーツァルト」の誕生250周年。モーツァルトの作品を歌唱と器楽アンサンブルの演奏でお楽しみいただきます。  
出演 歌唱 和泉聰子・鹿郷寿美（ソプラノ）、水越美和（メゾソプラノ）、器楽 榮萌果・末松茂敏（ピアノ）、松尾佳奈（クラリネット）森永祥子（フルート）、案内役 古曾志洋子  
曲目 アイネクライネ ナハトムジークより（連弾）、歌劇「フィガロの結婚」より「けんかの二重唱」ほか  
日時 10月14日（土）午後6時15分開演（午後6時開場）  
会場 国際版画美術館エントランスホール（入場無料）  
定員 250人（抽選）  
申し込み 往復ハガキに「ゆうゆうコンサート希望」と書き、希望人数（2人まで）・代表者の住所・氏名（ふりがな）・電話番号を明記し、返信用にもあて先を書いて、9月30日まで（必着）にゆうゆう版画美術館まつりコンサート担当（〒194・0013、原町田4・28・1、☎726・3051）へ（☎は火・金曜日は午前中のみ）。

第8回  
ゆうゆう版画美術館まつり  
「だいすき！モーツァルト」  
今年「モーツァルト」の誕生250周年。モーツァルトの作品を歌唱と器楽アンサンブルの演奏でお楽しみいただきます。  
出演 歌唱 和泉聰子・鹿郷寿美（ソプラノ）、水越美和（メゾソプラノ）、器楽 榮萌果・末松茂敏（ピアノ）、松尾佳奈（クラリネット）森永祥子（フルート）、案内役 古曾志洋子  
曲目 アイネクライネ ナハトムジークより（連弾）、歌劇「フィガロの結婚」より「けんかの二重唱」ほか  
日時 10月14日（土）午後6時15分開演（午後6時開場）  
会場 国際版画美術館エントランスホール（入場無料）  
定員 250人（抽選）  
申し込み 往復ハガキに「ゆうゆうコンサート希望」と書き、希望人数（2人まで）・代表者の住所・氏名（ふりがな）・電話番号を明記し、返信用にもあて先を書いて、9月30日まで（必着）にゆうゆう版画美術館まつりコンサート担当（〒194・0013、原町田4・28・1、☎726・3051）へ（☎は火・金曜日は午前中のみ）。



『クロマトポイエマ』表紙  
1972年 シルクスクリーン75  
x55号 国際版画美術館蔵